

農民から種と農地を奪う算段

論客・篠原孝議員

種苗法改正、いかに危ういかに

責任逃れもいいところ

練られた形跡がみられない

種苗法改正法案が国会で可決された。この種苗法改正を巡っていろいろ議論があったが、農林水産省農業政策研究所の所長を務め、環境関係に詳しい衆議院議員の篠原孝氏がこの種苗法改正法案はいかに危ういかを明らかにしている。本人の承諾を得て掲載することにした。篠原議員は「11月19日、問題だらけで我が国の農業を根底から揺さ振り、将来に大きな禍根を残す種苗法改正法案が衆議院を通過した。遅ればせながら、本法案がいかに危ういかを明らかにすべく、4回にわたり報告する。



篠原議員

アベノミクス農政は、農業の現場を無視したものであり、農協のばかりであった。農協

法や農業委員会法をいじり、理事に経営のわかる者を選べとか農業委員に認定農業者をとかに介入した。規制改革といながら、自主運営している農業協同組合の理事の選任にまで口を挟んだのだから、自己矛盾以外の何物でもない。酷い法律だが組織法であり、農民に直接害を及ぼすものではない。『許諾が必要』は「禁止でない」という詭弁だ。ところがその暴走が進み、とうとう農民や漁民の農業や漁業の活動にまで直接介入し出した。2018年秋の臨時国会の漁業法改正で、漁業権を有効かつ適切に行使してないという不鮮明な基準で漁業者に漁業権を許さないという悪法を成立させた。漁民から海を奪ってしまふ法律である。そして、今回は種苗の海外への流出を抑えるという口実にして、農家の基本的権利である、種の採種・自家増殖を禁止するというの



国会で質問する篠原議員

だ。農水省は「許諾を必要とする」が「禁止ではない」と見苦しい詭弁を弄している。許諾の「許」は許可の許と同じであり、育成権者の許可がなければ、自家増殖ができないのだ。つまり、今まで原則自由で自家増殖ができたのが、全く逆に原則禁止となったのだ。後述するように、農林水産省は、登録品種の自家増殖に育成権者の効力が及ぶ植物の種類を順次拡大してきている。

その一方で、農地の企業所有という経済界の要求も続いている。農民から種と農地を奪う算段なのだ。だから私は種苗法に断固反対している。『登録品種の海外流出は、農家の自家増殖が原因というあらぬ決めつけ』山形の紅秀峰がオーストラリアへ流出したことがいつも悪例として出される。他に農研機構果樹研究所の13人の研究者が育種に18年かかった「シャインマスカット」

やさつま芋の「べにはるか」等が中国・韓国で無断で作られているということもよく例に出される。問題であるが、それが農家の自家増殖から流出したとでもいうのだろうか。少なくとも韓国はUPPOV(植物新品種の保護に関する国際条約)加盟国であり、韓国で品種登録していれば、差し止めの裁判も出来たはずである。微用工問題の前にもきちんと対処すべきことなのだ。それを怠っていたのは政府であり育成者である。責任逃れもいところである。

私は海外への流出を防ぐために育成権者が登録品種が国内利用に限定できるようにする法改正に反対などしていない。1978年アメリカ留学から帰国して配属された農蚕園芸局総務課で、松延洋平種苗課長が本法の制定に剛腕を振るわれていたのを多少手伝っており、私にとっても思い入れのある法律である。国内・外を問わずただ乗り(free rider)を許してはならないことは十二分に承知している。だから育成者が輸出先や栽培地域を指定できるようにしたり、違反者への罰則強化には大賛成である。

しかし、突然農家の自家増殖を全面禁止することに結びつけるのは飛躍しすぎである。一罰百戒よろしく原因もなっていないことを禁止して、種苗の海外流出を防げるといふのだろうか。和牛遺伝資源保護法が先にあるが、これは冷凍保存しないかぎり輸出できないので空港等でも判別しやすい。これに對し、種も枝もちよっとポケットに入れられる。また正規に輸出されたものから種を取り出すことも可能である。更に、日本から流出したといわれる品種から、新品種を開発されても、仕方のないことなのだ。つまり、日本から出ていくのはほぼ防ぎようがない。

《今頃2年後に100品種登録という怠慢》唯一最大の防壁は海外での品種登録であり、それをもとに育成権者が無断栽培を目を光らせて訴えたりして権利を行使することであり、それ以外に有効な手段はない。ところが、日本は野菜や果物で優良品種を抱えていると誇りながら、海外での登録を怠らざるを得ず、今頃になってやっと出願経費を半額補助を始め、2022年までに1

00品種の登録を目指すといった体たらくなのだ。ようやく2017年に開始された海外出願支援予算により登録された品種は18年9件、19年56件にすぎない。つまり育成権者も政府も種に對してきちんとした戦略もなく、いままでほとんど何も手を打ってこなかったのだ。

《すべてを育成権者と農家の許諾契約に丸投げするのは無責任》そしてそのツケを、なんと農家に回して自家増殖全面禁止というところでないことを言い出した。農林水産省は、あと育成権者との許諾契約で自家増殖をやるかどうか決める現場に丸投げする無責任な対応である。公述する369品種は自家増殖が全面禁止されるが、他の品種は今のところ原則禁止で許諾されるかどうかは育成権者に任せられ、農家は宙ぶらりんの状態におかれているのだ。

更に、育成権者は国や都道府県の公的機関であることが多く、自家増殖を認めないことは少ない。許諾料も農家経営を圧迫するほど高くはない、と言いつくめるが、規制改革推進会議等官邸が大好きな民間がほとんど増えていく。民間企業は許諾しなかったり、許諾しても高い許諾料を払うことが目に見えている。それに農家がい

7めんにつく



民間の英知を結集して元氣農業を！
農の復権 甦れ！日本農林水産業

特定非営利活動法人 元氣農業開発機構

理事長 古瀬洋一郎 (エバンストン代表取締役)

副理事長 高野清允 (元紀文食品代表取締役専務)

副理事長 坂本幸資 (サクラコミュニケーション戦略)

常務理事兼幹事長 成瀬一夫 (ジャーナリスト)

理事 本多忠夫 (環境資源開発活用システム研究所代表)

理事 河村功二 (キングスメンプロジェクト)

理事 五十嵐晃一 (元厚生労働省)

理事 稲林哲郎 (次世代農業代表取締役)

理事 具頭春子 (キムチ製造専門家)

理事 小林由和 (御池園工所取締役会長)

理事 由井寅子 (日本豊受自然農代表)

理事 若狭昭彦 (エスケール環境代表取締役)

理事 盛井利浩 (一般社団法人最先端リハビリ)

理事 桜庭厚生 (画家・元大蔵省)

特別顧問 尾崎 護 (元大蔵省事務次官 矢崎総業取締役)

特別顧問 神谷光徳 (日本経済人懇話会会長)

特別顧問 伊東 章 (伊東法律事務所弁護士)

相談役 志村弘雄 (環境・文化弘報研究所理事長)

技術顧問 大塚晴康 (ボンテック社代表取締役)

特別参与 木目田康行 (ラセゾン・パン代表取締役)

特別参与 上村克実 (欄ストークキャピタル代表取締役)

〒125-0041 東京都葛飾区東金町1-41-9

フランス堂ビル3階

電話 03 (3826) 5212

FAX 03 (3826) 5217